



国際油濁補償基金－最近の動向

石油連盟



国際油濁補償基金

最近の動向

José Maura
事務局長

2020年2月14日



国際責任補償制度

基本原則

この制度の目的は、国際的な統一規則に従って被害者に補償を提供することである。

この制度の補償対象者：

- 「船舶(タンカー)」からの「持続性油」流出による「汚染損害(予防措置を含む)」の被害者

この制度の適用範囲：

- 加盟国の領土、領海、排他的経済水域(または相当区域)





国際責任補償制度 法的枠組



以前の制度

- 1969年民事責任条約
(加盟国数:32)
- 1971年基金条約
(1971年基金は2014年に解散)

現行制度

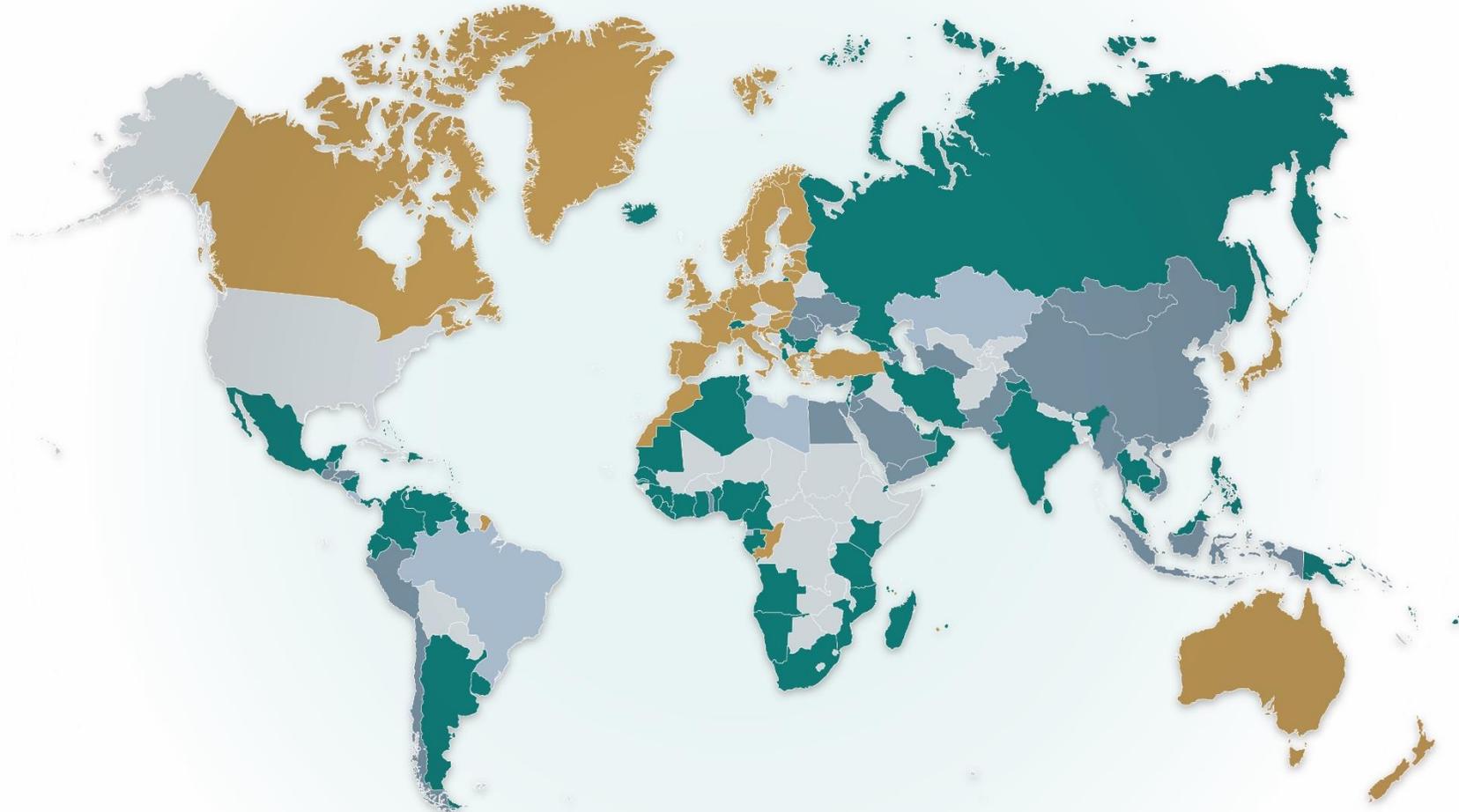
- 1992年民事責任条約
(加盟国数:140)
- 1992年基金条約
(加盟国数:117)
- 2003年追加基金議定書
(加盟国数:32)

加盟国数は2019年12月31日時点の数である。
ある国が加盟文書又は脱退文書を提出したものの、当該条約がまだ発効していないか又は失効している場合、
そのような国も加盟国数に含まれている。



加盟国

2019年12月



■ 1992年基金条約(加盟国117ヶ国)

■ 追加基金(32ヶ国)

■ 1992年民事責任条約(140ヶ国)

■ 1969年民事責任条約(34ヶ国)

ある国が加盟文書又は脱退文書を提出したものの、当該条約がまだ発効していないか又は失効している場合、そのような国も加盟国数に含まれている。



補償制度の仕組み

三層のシステム



資金源

追加基金加盟国の
油受取人

拠出金

1992年基金加盟国の
油受取人

拠出金

船主

保険料

支払機関／補償制度

追加基金
追加基金議定書
第3層

1992年基金
1992年基金条約
第2層

保険者(P&Iクラブ)
1992年民事責任条約
第1層

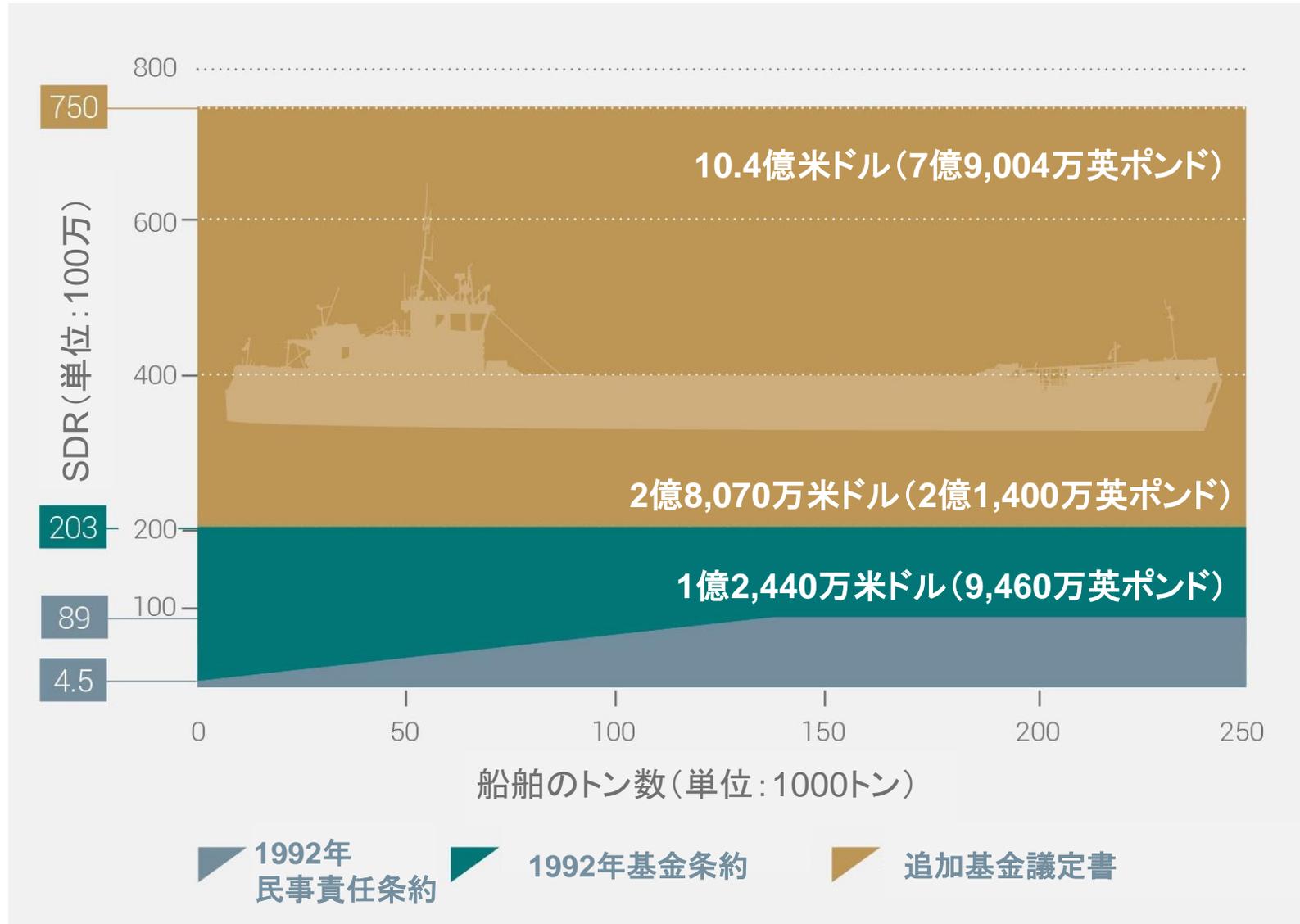
支払

補償請求者



補償限度

条約に基づく責任限度額



※2019年12月30日時点の為替レートによる



基金への拠出者

拠出者

- 拠出者は積荷油利権者：海上輸送された、年間15万トンを超える
拠出油を受け取る者



- **1992年基金**の加盟国115カ国中、2018年の拠出者は約**230**
- **追加基金**の加盟国32カ国中、2018年の拠出者は約**140**（7カ国を含む）



拠出金

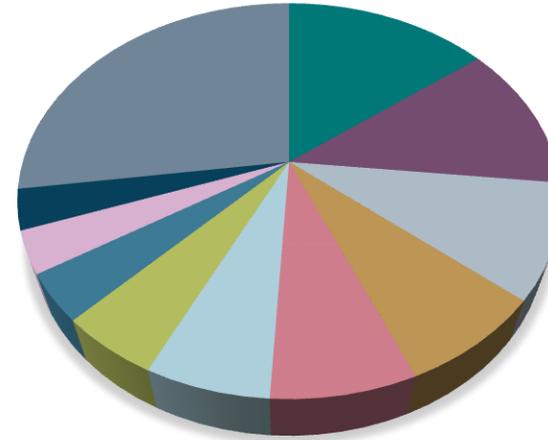
2018年に加盟国の石油業界から受け取った拠出油



1992年基金

1,536,586,640トン

10ヶ国で拠出金の**72%**を占める
43カ国は「**0トン**」と報告した。

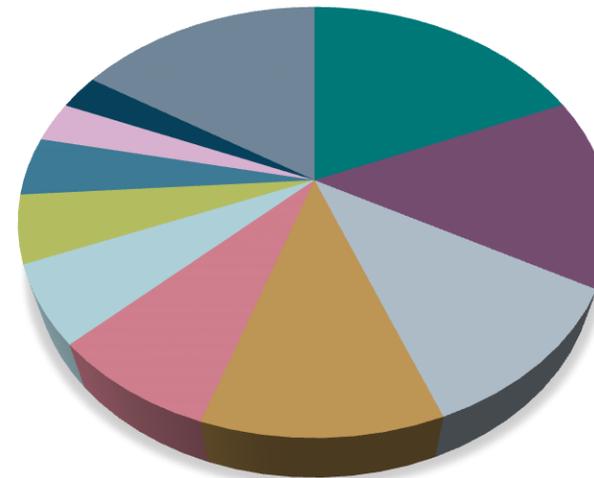


- インド 15%
- 日本 12%
- 韓国 9%
- オランダ 8%
- イタリア 7%
- シンガポール 6%
- スペイン 5%
- フランス 4%
- タイ 3%
- 英国 3%
- その他 28%

追加基金

1,001,060,438トン

10ヶ国で拠出油受取の**84%**を占める



- 日本 19%
- 韓国 14%
- イタリア 11%
- オランダ 11%
- スペイン 8%
- フランス 6%
- 英国 5%
- カナダ 4%
- ギリシャ 3%
- トルコ 3%
- その他 16%



日本と補償制度

長年にわたり積極的に参加

- 978年から2016年まで、日本は最大の拠出国であった。現在は第2位で、2018年には1億8600万トンの石油を受け取った。
- IOPC基金の会合に常時出席し、積極的に討論や審議、議案提出に貢献している。
- 2012年から現在まで、1992年基金総会の第一副議長を務めている。
- 1992年基金理事会の現常任理事国である。
 - ※過去にも1998年、2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年及び2018年に常任理事国に選出されている。
 - ※また、1985年から1987年まで1971年基金の理事会の議長国を務めた。
- 先に日本より派遣された委員のうち何人かは、現在、IOPC基金の法律顧問及び監査委員会の委員長を務めている。





条約の時系列と予定

1969年民事責任条約

01/09/1976 -
15/05/1998

1971年基金条約

1978年から2002年まで有効
(1971年基金は2014年に解散)

16/10/1978 -
15/05/1998

1992年民事責任条約

1996年から施行

30/05/1996

1992年基金条約

1996年から施行

30/05/1996

追加基金議定書

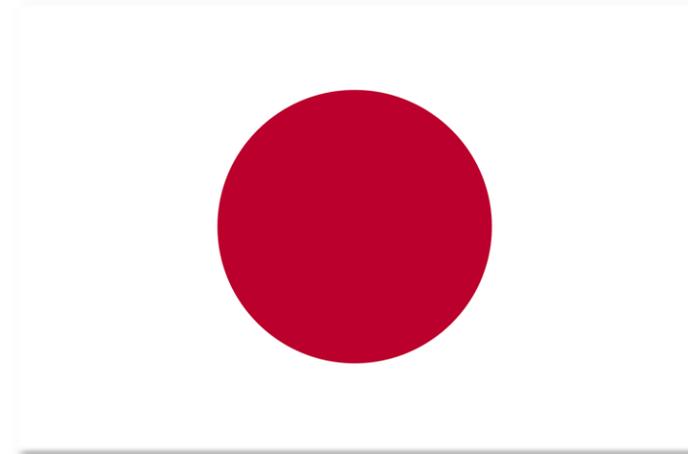
2005年から施行

03/03/2005

HNS条約議定書

未発効

?



報告データ

2018年に受け取った
拠出油量:

185,997,158トン(全体量の12.10%)

油受取量報告書の提出率
及び拠出金の支払い率:

100%

補償請求の種類

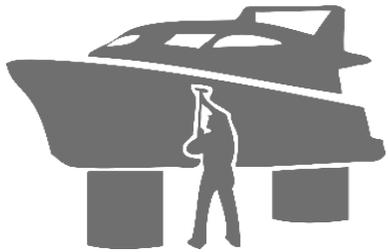
補償の対象範囲



清掃作業および
予防措置の費用



漁業者または海中養殖従事者の
経済的損失



物的損害



観光部門の経済的損失



環境の現状復帰費用



主要事故とその補償額 例



総請求支払額
(1992年民事責任条約に基づく船主の支払額を含む)





支払実績

1978年～2019年



追加基金

- 対象事故なし
- 補償金の支払いなし

1992年基金

- 47件の事故に関与
- 約4億1000万ポンドの補償金支払

1971年基金

- 107件の事故に関与
- 約3億3100万ポンドの補償金及び/又は賠償金支払

合計

- 事故: 154件
- 約7億4100万ポンドの補償金及び/又は賠償金支払

2019年9月30日時点の数値



最近の動向

解決に近い事故

プレスティージュ号、 2002年



- 12月8日－最高裁判所は14億3908万ユーロの支払いを命じた。
- ロンドンP&Iクラブは、全ての損害に対して保険補償最大限度額の10億米ドルを支払う責任を負った。
- 1992年基金は、1億4700万ユーロから以下の金額を差し引いた金額を支払った：

フランスの裁判所の判決に基づく補償金を支払う80万ユーロ及びポルトガル政府に支払う4,800ユーロ

合計補償金支払率:99.5%

ヘベイ・スピリット号、 韓国、2007年

- この事故に対する民事責任条約(CLC)の補償限度額は1394億KRWであった。
- Skuld社は限度額を超えた474億KRWを支払った。
- 1992年基金は残り2件の補償金(合計440億KRW)を支払った。
- 1992年基金は、免責合意と引き換えに韓国政府に275億KRWを支払った。



合計補償金支払率:100%

Nesa R3号、 オマーン・スルタン国、2013年



- 全ての補償請求は決着している。
- 1992年基金は350万OMRを支払った。
- 1992年基金は、現在も支払った補償金をNesa R3号の船主及び保険業者から回収しようとしている。

合計補償金支払率:100%



最近の動向

継続中の事故

Agia Zoni II号、 ギリシャ、2017年

- 補償請求を処理するための補償請求取扱事務所がピレウスに開設された。
- 373件の補償請求があり、合計金額は9464万ユーロと17万5000米ドルであった。
- 312件の補償請求が査定され、うち307件が承認された。
- 基金は136の請求者に対して約1127万ユーロを支払った。



流出源不明の油流出 ブラジル、2019年

- 海岸線が2,000kmにわたって影響を受けた。
- ブラジルは、1992年基金及び追加基金のオブザーバーではない。
- 1992年基金の下では最大2億7700万米ドルの補償金が利用可能である。
- 追加基金の下では10億2200万米ドルの補償金が利用可能である。



補償を請求する権利がない



最近の動向

Agia Zoni II号の事故

船名	Agia Zoni II号
事故発生日	2017年9月10日
事故発生場所	ギリシャ・サロニコス湾
事故原因	沈没一状況は調査中 (平穏な気象条件、乗員は2名のみ)
流出油量	不明であるが700m ³ 前後であると 推定される





Agia Zoni II号の事故

被害地域－俯瞰図





Agia Zoni II号の事故

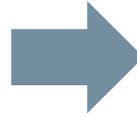
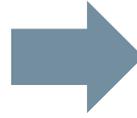
対応作業の前と後－アテネ・リビエラ





Agia Zoni II号の事故

対応作業の前と後ーサラミス島





Agia Zoni II号の事故

保険請求の管理

- 2017年11月に補償請求申請事務所を開設
- マネージャーとアシスタントを配置
- 補償請求者に請求手続きを支援
- 補償請求の管理について事務局を支援
- 130以上の請求者/代表者が事務所に来訪





Agia Zoni II号の事故

2020年1月時点の補償請求



補償請求種類	請求受理		請求承認		基金による支払	
	請求件数	金額(ユーロ)	請求件数	金額(ユーロ)	請求件数	金額(ユーロ)
清掃作業	29	832万	13	1,127万	12	1,081万
環境	5	100 303	5	95 963	4	95 963
漁業	165	627万	152	38 572	38	37 426
財産	117	904 414	99	126 309	66	115 672
観光業	57	517万	42	417 643	25	417 385
その他	2	94 000	2	0	0	0
合計	375	9,574万	319	1,195万	145	1,148万



Agia Zoni II号の事故

現在の状況



- 事故原因の調査は現在も進行中
- 事故に関する全費用を確定するには時期尚早
- Lodestar Marine Limitedによる500万ユーロの保険では十分でないと思われる
- 1992年基金総会は次の賦課金を承認：
 - 2018年に2600万ユーロ – 支払済み
 - 2019年に1000万ユーロ – 請求済み
 - 2019年に1600万ユーロ – 繰り延べ
- 事故は多くの問題を提起した：
 - 一部の保険会社の信頼性
 - 古いタンカーに適用できる現地の規制
 - 民事責任条約(CLC)／基金制度はこの種の事故に対応できるのか？



国際油濁補償基金が直面する課題

非IG（国際P&Iグループ）保険業者—監査委員会による審査

- Agia Zoni号などの事故における保険の諸問題は、総会における議論につながった。
- 保険による補償が不十分であるため、事故へのIOPC基金の関与は増えつつある。
- 監査委員会はこの問題の調査を任せられ、2019年10月に潜在的な対策を提示した。





国際油濁補償基金が直面する課題

非IG (国際P&Iグループ) 保険業者 – 監査委員会による審査



問題1:

- 非IG保険業者が提供する文書と基礎となる保険契約との不一致

考えられる解決策:

- 非IG保険業者に**保険証書の型番**を提示させる。
- IOPC基金が過去に問題を経験した**非IG保険業者のリスト**をIOPC基金のウェブサイトに掲示する。
- **各加盟国に、状況を是正するための取組み**をIOPC基金事務局に報告させる。



国際油濁補償基金が直面する課題

非IG (国際P&Iグループ) 保険業者 – 監査委員会による審査

問題2:

非IG保険業者の破産

考えられる解決策:

清算手続きにおいて回収額を最大化する。

問題3:

非IG保険業者の非協力的な行動

考えられる解決策:

非IG保険業者と覚書を交わす。



国際油濁補償基金が直面する課題 インドが提出した文書

2020年3月の会議で議論するため、インドはある文書を提出した。

この文書は以下のような興味深い指摘を提示し、条約のいくつかの重要な原則に疑問を呈している：

- 拠出金を一切支払わなくても、**全ての加盟国に保険が付保**されている。
- 積荷が2,000トン未満の船舶に対する**強制保険の欠如**。
- **補償請求記録**がその加盟国が支払った**拠出金とリンクしていない**。



International Oil Pollution
Compensation Funds

E

Agenda Item 5	IOPC/MAR20/S/2	
Date	23 January 2020	
Original	English	
1992 Fund Assembly	92AES24	•
1992 Fund Executive Committee	92EC74	
Supplementary Fund Assembly	SAES8	

REVIEW OF 1992 CIVIL LIABILITY AND FUND CONVENTIONS

Submitted by India

Summary: Proposal for amending the 1992 Civil Liability Convention and the 1992 Fund Convention.

Action to be taken: 1992 Fund Assembly

(a) Take note of the information contained in this document; and

(b) decide whether to establish a Working Group to meet in conjunction with the sessions of the 1992 Fund Assembly to examine the matters raised in this document.

1 Introduction

1.1 The 1992 Civil Liability Convention and the 1992 Fund Convention have been in existence for almost 28 years. The earlier 1969 Civil Liability Convention was amended after a period of 23 years in 1992. Similarly, the 1971 Fund Convention was also amended after a period of 21 years in 1992. Since almost three decades have elapsed after the adoption of the earlier amendments, it is essential to deal with the flaws and bring about clarity in both instruments by amending both the Conventions.

1.2 The Indian delegation made statements during the meeting held in May 2018 (document IOPC/APR18/9/1, paragraphs 3.4.8 and 4.1.11) and during the meeting held in October 2018 (document IOPC/OCT18/11/1, paragraphs 3.12.22 and 9.2.7). However, both the instruments are yet to be taken up for amendments.

1.3 The Indian delegation also submitted a document for review of both the Conventions during the April 2019 meeting (document IOPC/APR19/5/2 dated 21 February 2019). However, once more it could not be taken up for discussion during the session.

2 Reasons for proposing amendments to the Conventions

2.1 Coverage is available to all Member States without the need to make any payment of contributions

2.1.1 The Fund Convention is a commercial international instrument where a victim of oil pollution damage in a Member State obtains compensation for damage within its territory from oil carried as 'cargo' on a ship, with the receiver of oil cargo by sea within its territory paying contributions to the Fund. It is therefore akin to a Member State obtaining insurance cover against pollution damage in its territory, with the premium for such insurance being paid by its citizens through the receiver of cargo, as the oil company recovers its costs from the buyers of its products.



事務局の機能

2010年HNS条約の発効に向けた準備

INTERNATIONAL LIABILITY AND COMPENSATION REGIMES ARE IN PLACE FOR:

OIL AS CARGO



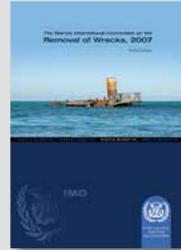
BUNKER FUEL OIL



PASSENGERS



WRECK REMOVAL



BUT, NO COMPREHENSIVE AND INTERNATIONAL REGIME IS IN PLACE FOR AN HNS INCIDENT.

HNS条約は船舶に起因する汚染に対する補償体制の最後の隙間を埋めるもので、危険物質及び有害物質（HNS）の海上輸送によって生じる人、財産及び環境の損失又は損害に対する補償を提供する。

IOPC基金に課せられた任務:

- HNS基金を設置するための管理業務を遂行する。
- IMO(国際海事機関)に対して必要なあらゆる支援を提供する。
- HNS基金の初の総会に向けて必要な準備を行う。



現状

加盟国: 5カ国:

- ノルウェー (21/4/17)
- カナダ (23/4/18)
- トルコ (23/4/18)
- デンマーク (28/6/18)
- 南アフリカ (16/7/19)

調印国: 4カ国
フランス、
ドイツ、
ギリシャ、
オランダ



Source: IMO

要求事項

少なくとも12カ国
が批准すると、

議定書が
18カ月後に発効する

1. うち少なくとも4カ国がそれぞれ
200万総トンを超える船団を有すること
✓ 達成済み
2. 一般会計総額の拠出積荷総量が
少なくとも4000万トンであること



事務局の機能

情報サービス、オンライン

www.iopcfunds.org

基金の3つの適用言語

(英語、フランス語、スペイン語)で提供

インタラクティブ(双方向)機能により、ユーザーは以下に関する最新情報を簡単に入手できる:

- 事故(未解決及び解決済み)
- 加盟国及び非加盟国
- 補償請求及び補償金

会議文書(過去及び現在)を文書サービスのポータルサイトで検索・ダウンロード可能

http://www.iopcfunds.org/

IOPC FUNDS | Home

DOCUMENT SERVICES

ABOUT US PUBLICATIONS NEWS & EVENTS

The International Oil Pollution Compensation Funds

The IOPC Funds are two intergovernmental organisations (the 1992 Fund and the Supplementary Fund) which provide compensation for oil pollution damage resulting from spills of persistent oil from tankers.

ABOUT IOPC FUNDS >

Meetings

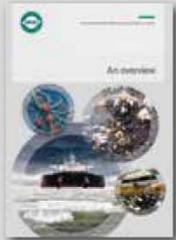
View information on upcoming meetings of the IOPC Funds' governing bodies

Oil Reporting & Contributions

View detailed information on the IOPC Funds' oil reporting and contributions process



General



An Overview



Annual Report



Text of Conventions



2018 Financial
Reviews

Claims information pack



Claims Manual



Guidelines for presenting claims
in the fisheries, mariculture
and fish processing sector



Guidelines for presenting
claims in the tourism
sector



Guidelines for presenting
claims for clean up and
preventive measures



Guidelines for presenting
claims for environmental
damage



Example Claim Form

Guidance for Member States



Measures to facilitate the
claims handling process



Management of fisheries
closures and restrictions
following an oil spill



Consideration of the
definition of 'ship'



新規: 環境損害に
対する補償請求:
概要

ダウンロードまたは請求により
ハードコピーで入手可能。



一般向け情報公開

ウェブサイト及びソーシャルメディア

